

支援サービスにおける意思決定支援の基本原則試案

ー英国法ならびに豪州の支援プログラムを参考にー

筑波大学・NPO法人PAC ガーディアンズ 名川 勝 (会員番号1915)

意思決定支援、preferences、アプローチ法

1. 研究目的

国連障害者権利条約 12 条を受け、障害者基本法 23 条、障害者総合支援法他に意思決定支援への配慮が記載された。現在は国連障害者権利委員会のモニタリングを控え、成年後見制度と支援サービスにおける意思決定支援もしくは代行決定のあり方が検討されている。また障害者総合支援法附則に基づき、「必要な措置」の検討が進められている。筆者は英国法 (Mental Capacity Act 2005) ならびに日本法の比較を通じて、支援サービスにおける意思決定支援の適用原則について検討を進めた (名川, 2014a, 2014b, 2015)。本研究では、これらに基づく支援の基本原則とその特徴を整理したのち、豪州で実践される複数のプログラムを比較し議論の拡充を図る。

2. 研究の視点および方法

英国法による文献として、Mental Capacity Act 2005 とその Code of Practice、ならびに The British Psychological Society(2014)による最善の利益に基づく代行決定ガイド他を、また豪州における文献として、Scope Victoria(2011)とそのワークブック、Pepin, G., Watson, J., Hagiliassis, N., and Larkin, H. (2013)、ならびに State of New South Wales (2008)による Capacity Toolkit 他を用いた。日本での実践と論考としては、菅(2013)、川島(2015)、柴田(2014)、名川(2014a, 2014b, 2015)、全日本手をつなぐ育成会(2014)、北九州障害福祉研究センター(2013)他を用いた。

3. 倫理的配慮

報告にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針に準拠した。

4. 研究結果

1) 基本原則とその特徴

名川(2014a, 2014b, 2015)に基づき、支援サービスにおける意思決定支援の基本原則試案を以下のように整理した (MCA の five principles に関わる事項は紙幅により省略)。

- ・前提として、豊かな経験による選択肢の提供が必要。また選択経験の積み重ねによる自己効力感が重要。
- ・意思決定支援は本人に特定の決定担当者を置くのではなく、決定に至る手順の共有を職場内・外に広げて担保することが重要。従って研修のあり方が重要。また意思表出を受け止めやすい環境について平素より協議することが必要。
- ・本人の preferences を記録し蓄積することにより、意思と選好に基づく最善の解釈 (best interpretation of will and preferences) を可能とする取り組みが必要。またこ

れは定期不定期に小集団で協議、更新していくことが重要。

- ・決定を要する事態に層を設けることで日常の支援に適用する。すなわち、日常的に高頻度で生起し、ほぼ好みや選択が安定している事態は、ルーチンの支援を組み込み、適宜修正を図る。あまり生起せず重要な事態（生命・健康に強く関わる、生活に大きく影響する、人権侵害のおそれがあるなど）は、協議の場を設ける。協議は The British Psychological Society(2014)などを参照する。

このようにすることで、支援現場での基本手順と協議の場を設定し、定期不定期に協議や研修の場を持つ職場環境を形成することができる(具体的な研修プログラムについては、別途提案する)。また Office of the Public Advocate, South Australia(2011)における、決定主体者(decision maker)とファシリテータ、支援者などのチームによる取り組みを意識化することが可能になる。なお本研究で支援サービス現場に議論を限定するのは、法的な意味での意思決定支援が、決定事態の不可逆性（修正可能性）、切迫性、決定による帰結責任の（相対的）曖昧性などの点で適用・運用に違いがあるからである(名川, 2015)。そしてこのような特徴により、法的な立場からの意思決定支援は、その適用がきわめて代行決定に近くならざるを得ず、別途意思決定支援枠組みを設けて民法と接続する構造が必要であるとの議論を提起しておきたい。

2) アプローチ法からみた意思決定支援

課題解決型の意思決定支援方略のひとつとして、Scope Victoria(2011)、Pepin ら(2013)がある。豪ビクトリア州の Scope によれば、unintentional communication を含む本人からの多くの発信ならびに preferences の収集を積み重ねることにより、重度の知的障害がある人の意思決定も支援が可能であるとする。日本でも適用の難しさが指摘される、重度の知的障害がある人への意思決定支援について示唆を与える点で興味深い。他のプログラムと同様に、要請された決定事態への対応手順というアプローチをとっている。いっぽう、アデレードなど Office of the Public Advocate, South Australia(2011)に見られるプログラムは、むしろストレングスモデルに基づく支援にも類似して、本人を中心としたチームがともに短期的目標達成を重ねることにより意思決定の可能性を拡げる形成的・エンパワメント型のプログラムと見られる。そのため、上記のような直接的課題解決には馴染まないアプローチと考えられる。

5. 考察

支援サービスにおける意思決定支援の基本原則は、法的な適用と違って柔軟に、またすぐに決定を強要せず本人の生活を支える可能性がある。法的な意思決定とはいったん分離して扱うことに意義があると考ええる。また豪州のプログラムはどちらが良いかではなく、私たちはこれら2つのアプローチ法を意識して実践ならびに研修プログラム開発を行うことが必要である。

(文献は発表時に示します)